

# 第3期 三川町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

三川町 



## はじめに

近年、少子化が急速に進行しており、また、就労の多様化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化等により、子ども・子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て負担や不安、孤立感を感じる子育て家庭は少なくなく、安心して子育てできる環境の整備が求められています。

国では子ども政策をより強かに推進していくため、令和5年4月には「こども家庭庁」の設立、「こども基本法」の施行、同年12月には「こども大綱」を策定するなど、社会全体で子ども政策を総合的に推進し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを展開しているところです。

町では、令和2年3月に「第2期三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和6年度まで計画に基づきながら各種施策を実施してまいりました。この間、子育て世代や世代間交流の拠点となる「三川町子育て交流施設テオトル」が開所し、子育て支援センターをはじめ、多くの利用者が賑わっております。また、妊娠期から切れ目のないライフステージに応じた、きめ細かな支援に努めてきたところであります。

今般、これまでの計画を継承した「第3期三川町子ども・子育て支援計画」を策定いたしました。

今後も、町民の皆様が安心して子どもを産み育てることができ、子育てしやすい住んで良かったまちと実感していただけるよう、より一層、子ども・子育て支援施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました三川町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査などにご協力いただきました町民の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和7年3月

三川町長 阿 部 誠

# 目次

---

<b>第1編 総論</b>	<b>1</b>
<b>第1章 計画の概要</b>	<b>2</b>
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く状況</b>	<b>4</b>
1 三川町の概況	4
2 アンケート調査結果のポイント	10
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>18</b>
1 計画の基本的な方向	18
2 計画の体系	19
<b>第2編 子ども・子育て支援事業計画</b>	<b>21</b>
<b>第1章 事業推進の考え方</b>	<b>22</b>
1 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方	22
<b>第2章 事業の推進</b>	<b>24</b>
1 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進	24
2 地域子ども・子育て支援事業の推進	24
3 仕事と生活の調和の促進	30
4 その他の支援事業の推進	31
<b>第3章 事業の計画目標</b>	<b>33</b>
1 教育・保育事業の確保策	33
2 地域子ども・子育て支援事業の確保策	34
<b>第3編 放課後児童対策の推進</b>	<b>37</b>
<b>第1章 事業推進の考え方</b>	<b>38</b>
1 放課後児童対策の推進の考え方	38
<b>第2章 事業の推進</b>	<b>39</b>
1 放課後子ども教室の推進と学童保育所との連携	39
2 事業の計画目標	40

<b>第4編 次世代育成支援継承計画の推進</b>	<b>41</b>
<b>第1章 継承計画推進の考え方</b>	<b>42</b>
1 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方	42
<b>第2章 継承事業の展開</b>	<b>43</b>
基本目標 1 子どもの心身の健やかな成長の支援	43
基本目標 2 子育て家庭をサポートする環境の整備	43
基本目標 3 地域の子育て力を強化する施策の充実	44
基本目標 4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保	45
基本目標 5 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実	45
<b>第5編 計画の推進体制</b>	<b>47</b>
<b>第1章 計画の推進体制</b>	<b>48</b>
1 子ども・子育て会議による進捗評価	48
2 庁内における進捗評価の体制	48
3 関係機関等との連携・協働	48
4 計画の周知	48
<b>第2章 進捗評価の仕組み</b>	<b>49</b>
<b>資料編</b>	<b>51</b>
<b>計画策定の経緯</b>	<b>52</b>
1 子ども・子育て会議	52
2 計画の策定経過	53



# 第1編 総論



# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨

子どもや子育てを取り巻く社会情勢の変化に対応するため国においては、“社会全体”で子ども・子育てを支援するという考え方にに基づき、平成22年1月には今後の子育て支援の方向性についての総合的な「子ども・子育てビジョン」を策定し、「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という2つの基本的考え方にに基づき、様々な施策を推進してきました。

その後、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が創設され、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げ、取り組んできました。

また、平成28年4月と令和元年10月に、新たに仕事・子育て両立支援事業と子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設され、幼児教育・保育の無償化が実施されました。このほかにも、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、令和2年4月には児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養護の見直しが行われ、さらに、令和4年の児童福祉法等の一部改正により、こども家庭センター設置に努めることや地域子ども子育て支援事業に新たな事業が盛り込まれるなど、子育てに困難を抱える世帯への支援体制の強化が必要となっています。

令和5年4月には「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども家庭庁を創設するとともに、子どもの権利を保障し、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」及びこども未来戦略「加速化プラン」が閣議決定され、全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくこととされました。

本町においても、「第1期三川町子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」を踏まえ、令和2年3月に策定した「第2期三川町子ども・子育て支援事業計画」の考えを継承しつつ、多様化する町民ニーズへの対応や子ども・子育て支援を切れ目なく推進していくため、地域や社会全体での取り組みのさらなる推進を目指し、「第3期三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、第2期計画に引き続き子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置付けられます。

本町の上位計画である「三川町総合計画」や「三川町地域福祉計画」、そのほかの子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

### 【子ども・子育て支援法(抜粋)】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

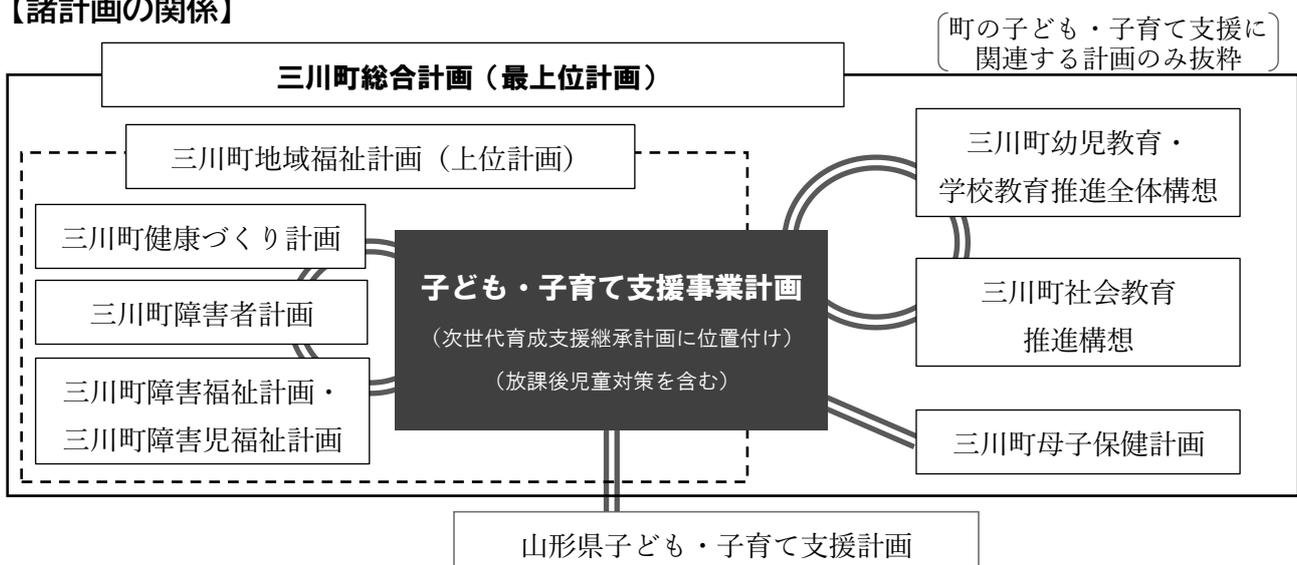
第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 【次世代育成支援対策推進法(抜粋)】

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### 【諸計画の関係】



## 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とします。また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

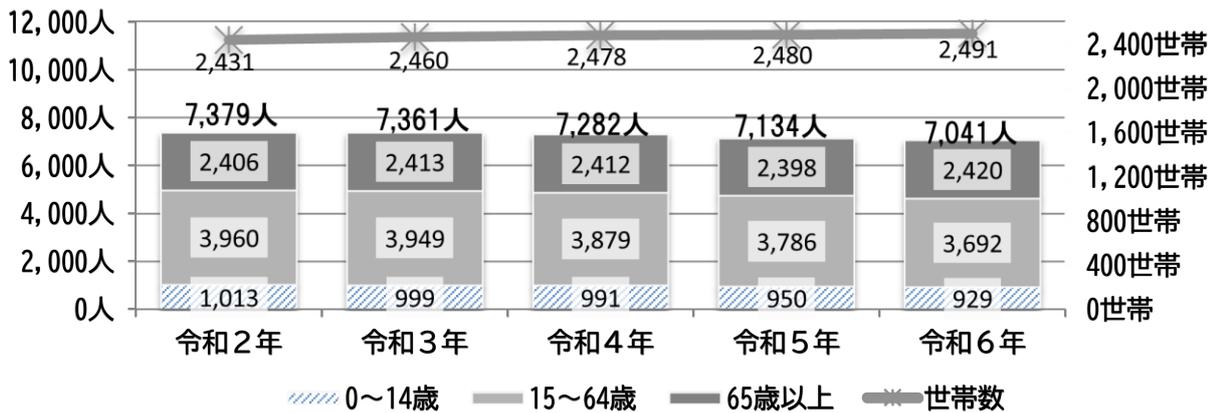
# 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

## 1 三川町の概況

### 1.1 人口、世帯等の状況

#### (1)人口及び世帯数の推移

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）



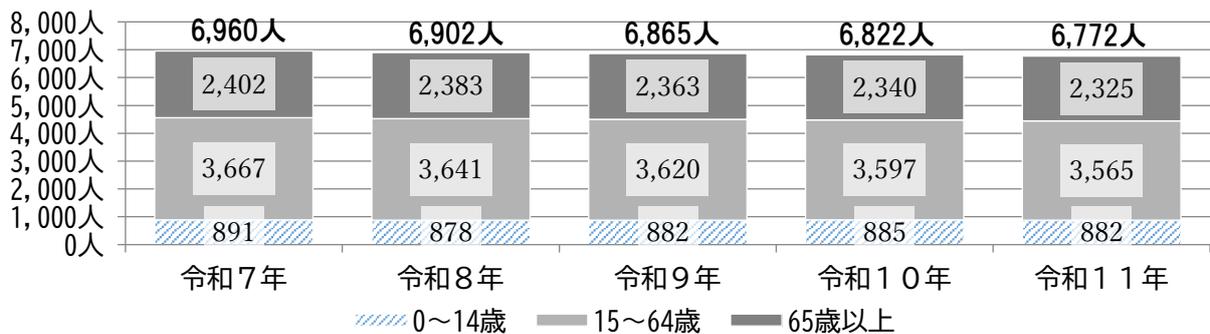
65歳以上の高齢者人口は緩やかな増加傾向にあるものの、近年の出生数減少により、0~14歳の人口減少が進んでいる状況にあり、総人口は5年間で338人減少しています。

世帯数の推移は、総世帯数と核家族世帯の増加に対し、3世代世帯数は減少となっています。

三川町 (資料： 国勢調査)	総世帯数 (A)						3世代世帯数 (G)
	6歳未満の子どものいる世帯数(B)		核家族世帯数(C)	18歳未満の子どものいる世帯数(D)			(G)
	B/A	C/A		D/A	核家族世帯数(E)	ひとり親世帯数(F)	
平成27年	2,213世帯	290世帯	152世帯	707世帯	335世帯	30世帯	623世帯
		13.1%	6.9%	31.9%	15.1%	1.4%	28.2%
令和2年	2,319世帯	300世帯	179世帯	685世帯	380世帯	31世帯	526世帯
		12.9%	7.7%	29.5%	16.4%	1.3%	22.7%

#### (2)人口推計

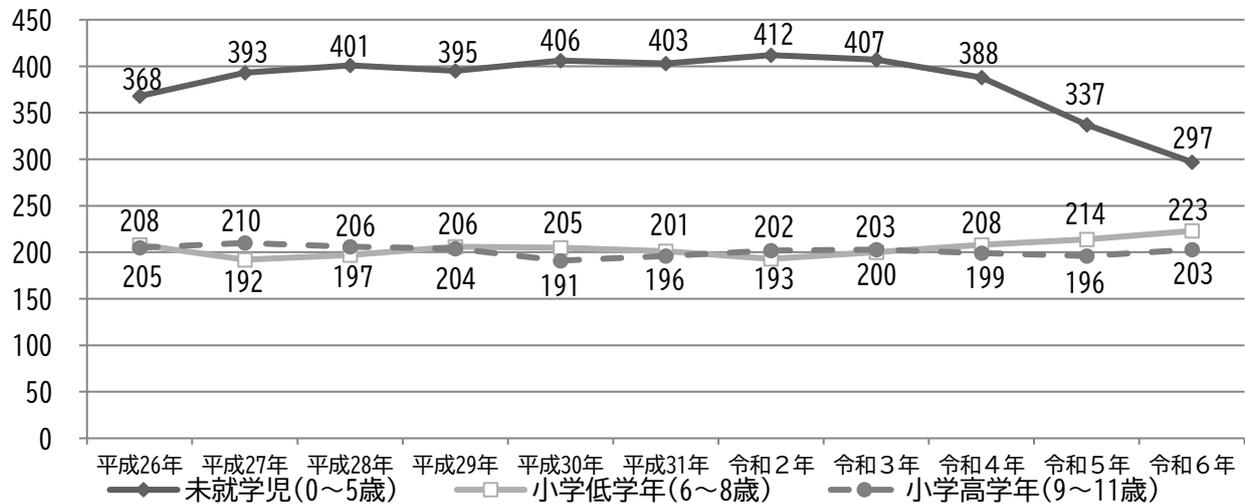
資料：コーホート変化率法による推計（住民基本台帳登録人口ベース）



令和7年から令和11年までの人口推計をみると、今後も総人口は緩やかに減少するものと推計され、各年代においても同様に緩やかな減少傾向が続くものと推計しています。

## 1.2 児童人口等の状況

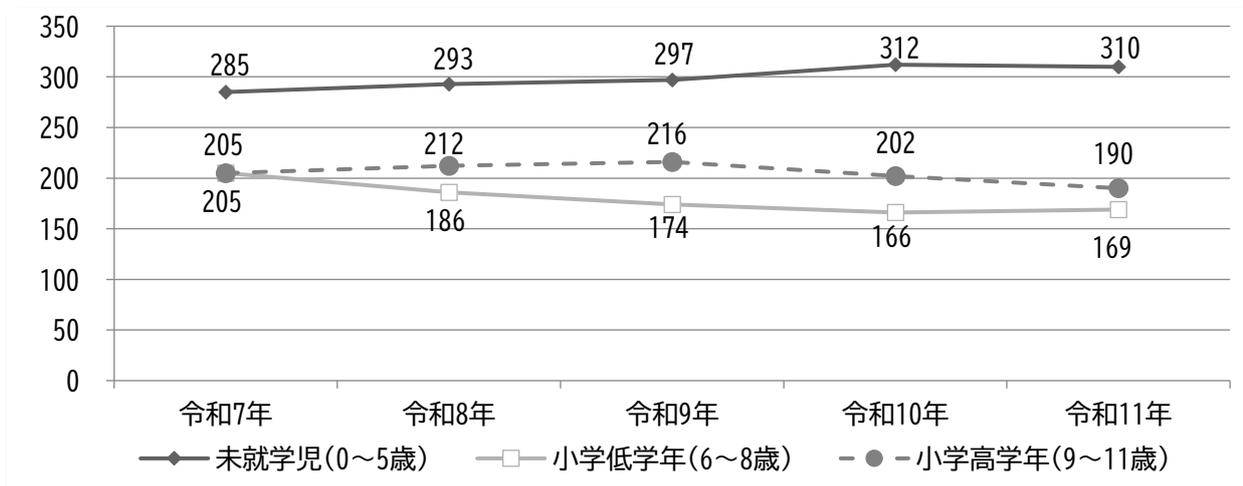
### (1)児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

0～11歳までの児童人口の推移をみると、「未就学児（0～5歳）」人口は緩やかな増加傾向にあったものの、令和4年からは出生数の減により大きく減少しています。「小学低学年（6～8歳）」と「小学校高学年（9～11歳）」人口では、概ね横ばいでの推移となっています。

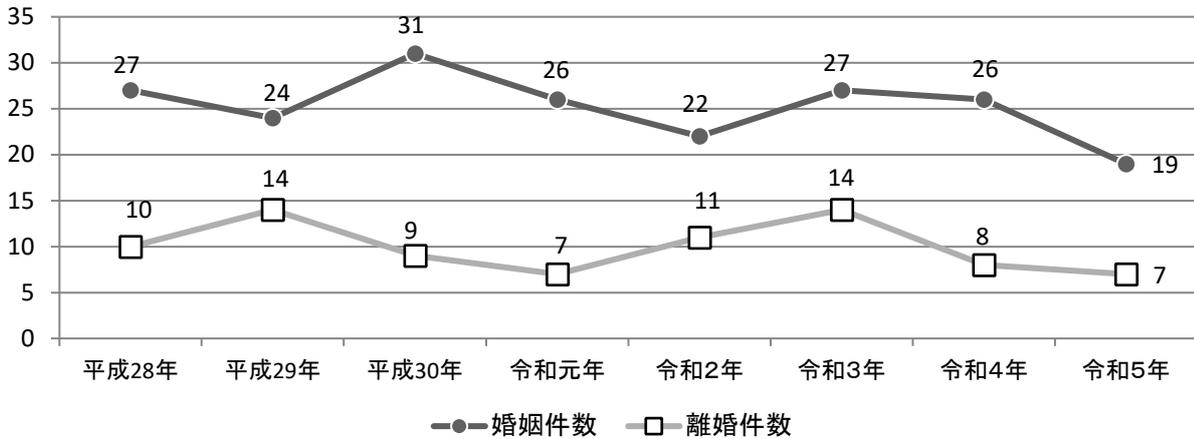
### (2)児童人口の推計



資料：コーホート変化率法による推計

0～11歳までの児童人口の推計をみると、「未就学児（0～5歳）」人口は若干増加していますが、「小学低学年（6～8歳）」人口と「小学校高学年（9～11歳）」人口は令和10年以降より減少傾向で推移するものと推計しています。

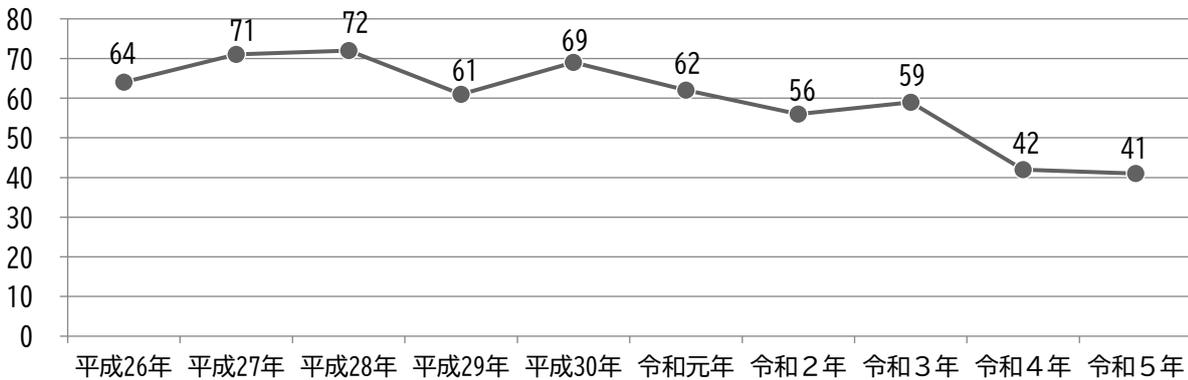
### (3) 婚姻件数と離婚件数



資料：山形県保健福祉統計年報

婚姻と離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成30年から減少傾向にあり、離婚件数については、婚姻件数の概ね3分の1程度の件数で推移しています。

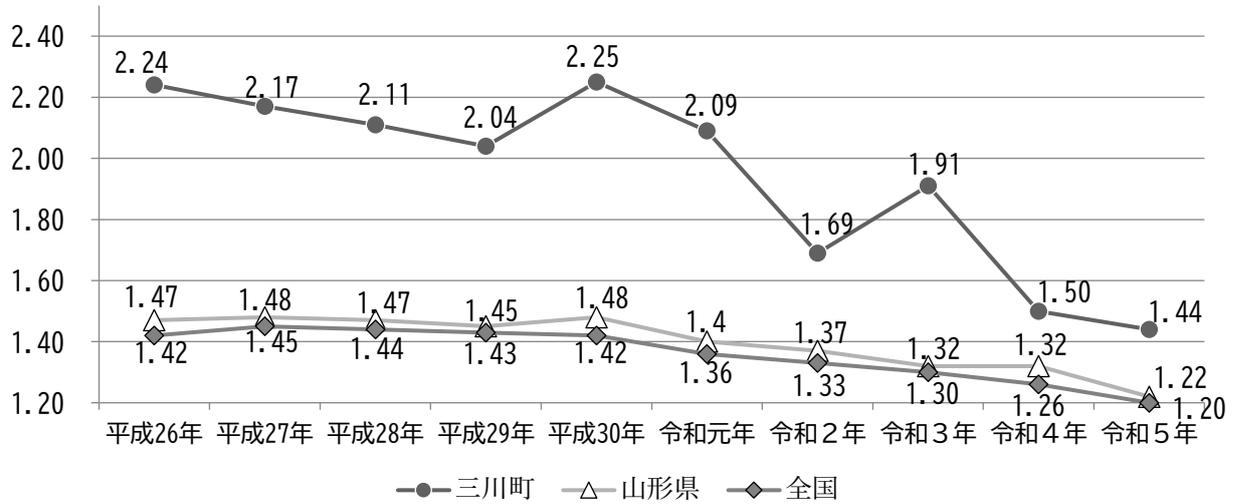
### (4) 出生数の推移



資料：山形県少子化・次世代育成支援対策関係データ集

平成26年からの出生数の推移をみると、平成28年までは増加傾向にあったものの、平成30年からは減少が続いており、令和5年には41人まで減少しました。

## (5)合計特殊出生率

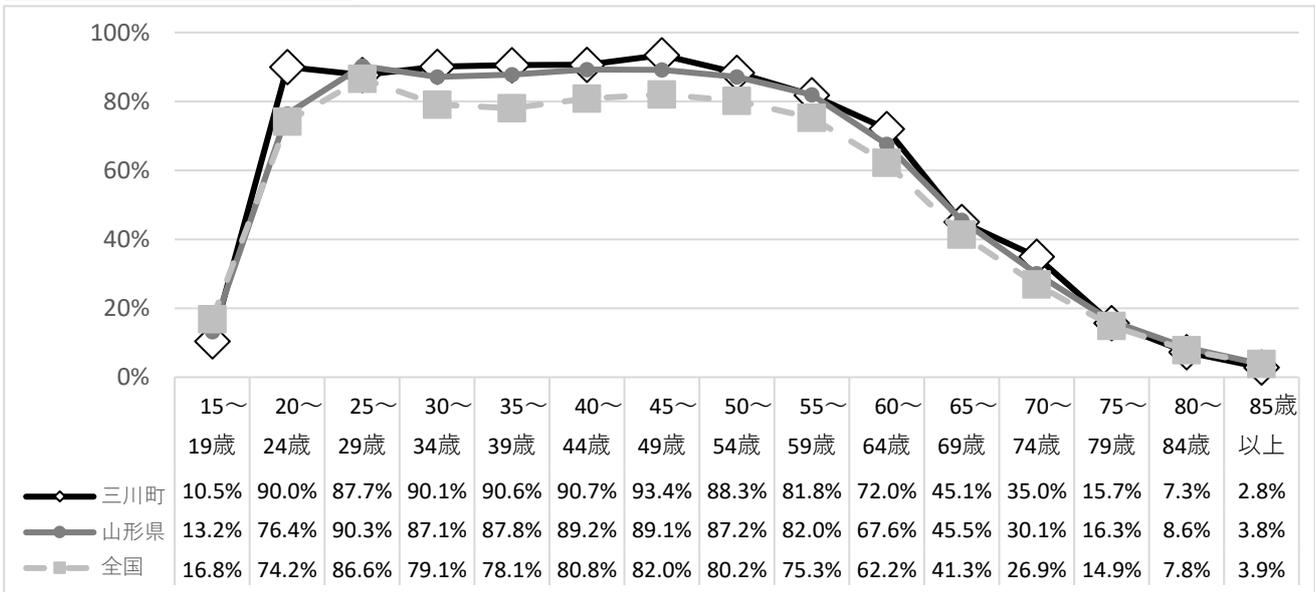


資料：山形県少子化・次世代育成支援対策関係データ集

合計特殊出生率の推移をみると、令和元年までは2.0人を超える出生率を維持していましたが、令和2年からは全国や県を上回る高い水準ではあるものの2.0人を切る状況が続いています。

## 1.3 就労の状況

### (1)女性の労働力率

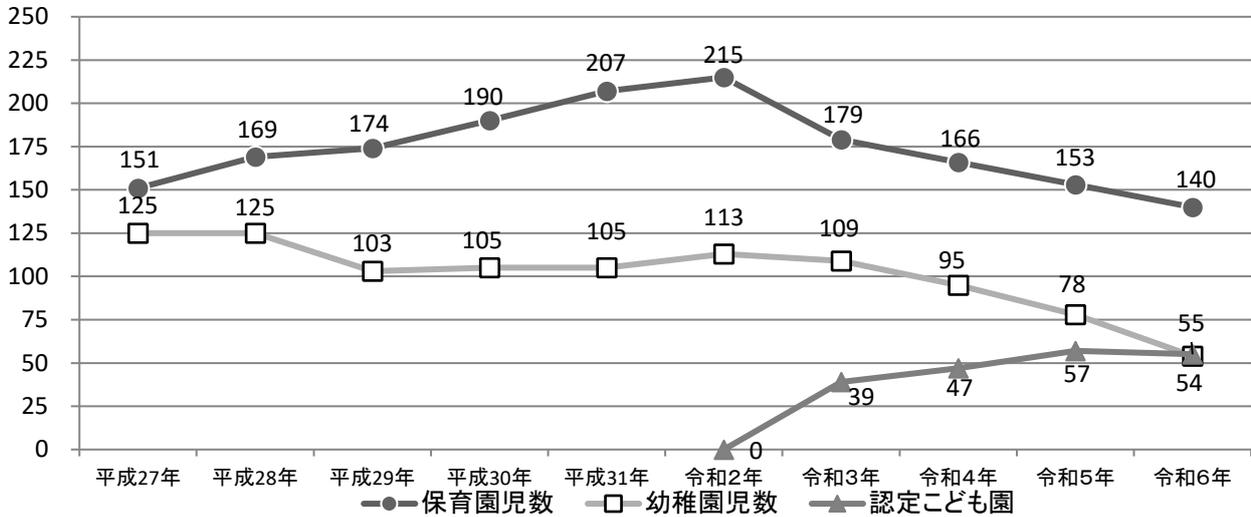


資料：国勢調査（令和2年）

令和2年の女性の労働力率（15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、全国的に全国、山形県の値を上回る水準となっており、特に「20～24歳」の区分で高い傾向にあります。

## 1.4 保育・教育を取り巻く状況

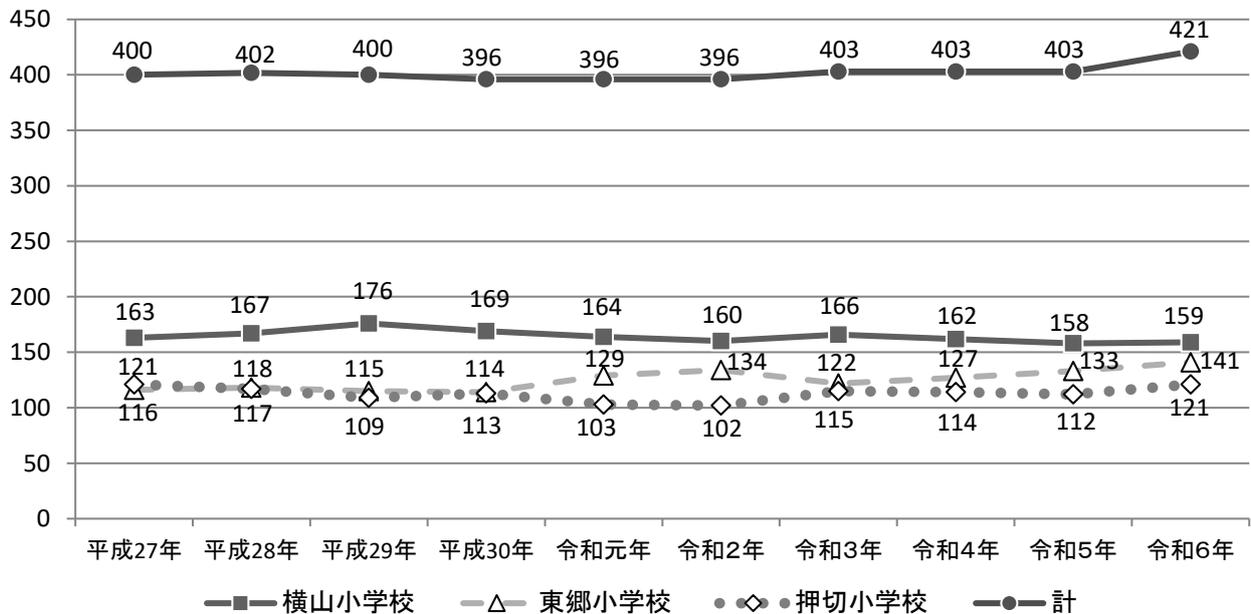
### (1) 保育教育の概況(対象:三川町民)



資料：健康福祉課子ども支援係（各年4月1日現在）  
学校基本調査（各年5月1日現在）

令和3年に町内に認定こども園が開設され、町内の保育施設は3園となりました。出生数の減少に伴い未就学児童数が減少しており、令和3年以降は入園児数も減少傾向にあります。

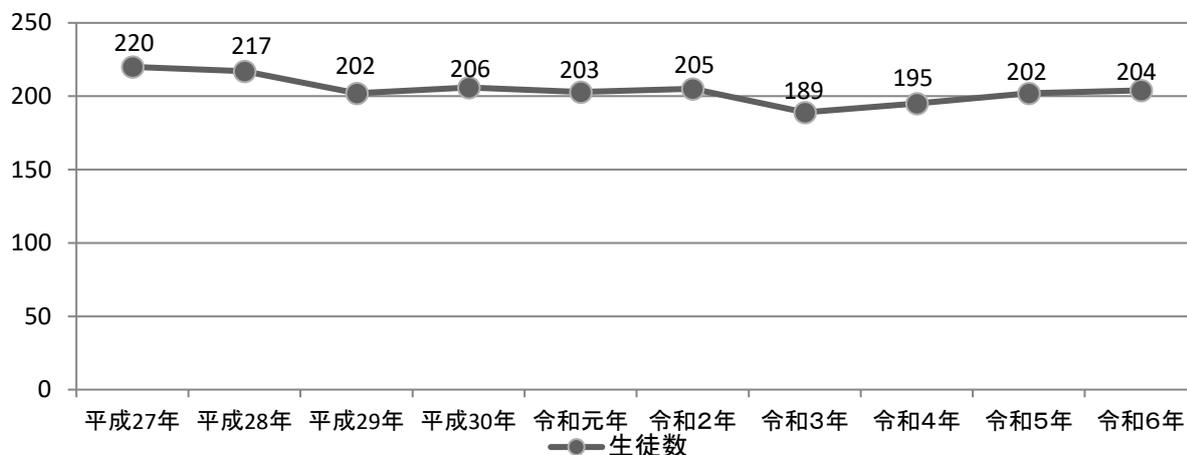
### (2) 小学校の概況



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

小学校児童数は、平成27年以降は400人程度の横ばい傾向にあります。  
令和6年においては、小学1年生が78人と近年になく多いことから増加しています。  
東郷小学校が増加傾向にあるのに対し、横山小学校では減少傾向を示しています。

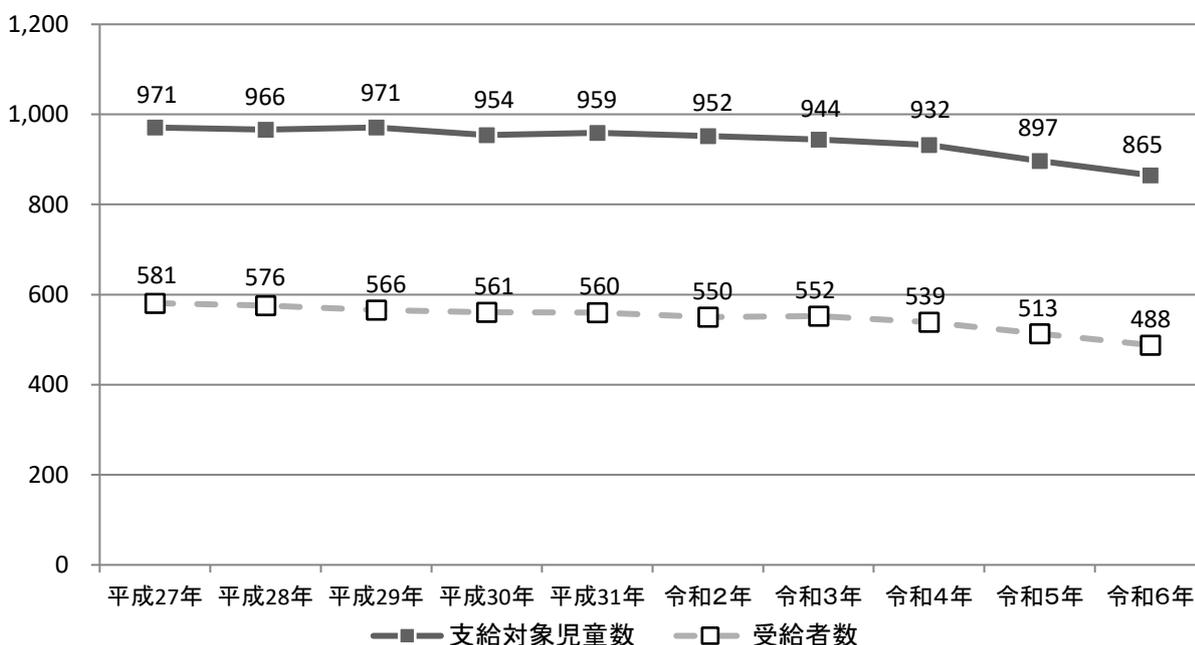
### (3) 中学校の概況



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

中学校の生徒数は、平成27年以降は減少傾向に転じ、近年は200人前後となっています。

### 1.5 児童手当(子ども手当)支給状況



資料：健康福祉課家庭支援係（各年3月支給分）

児童手当(子ども手当)支給状況をみると、支給対象児童数、受給者数ともに減少傾向で推移しています。平成27年と比較し令和6年には支給対象児童数は106人減少し、受給者数も93人減少しています。

## 2 アンケート調査結果のポイント

---

### 2.1 調査の概要

#### (1)調査の目的

アンケート調査は、本計画の策定に向けて、就学前児童および小学生児童の教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向など、子育て支援に関する住民ニーズ等を把握し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

#### (2)調査の実施状況

就学前及び小学1～3年生の子どもを住民基本台帳より抽出し、保育所（園）、小学校を通じて配布し、インターネットによる回答（一部学校を通しての紙での回収あり）により調査を実施しました。（令和6年10月～11月に実施）

#### (3)回収結果

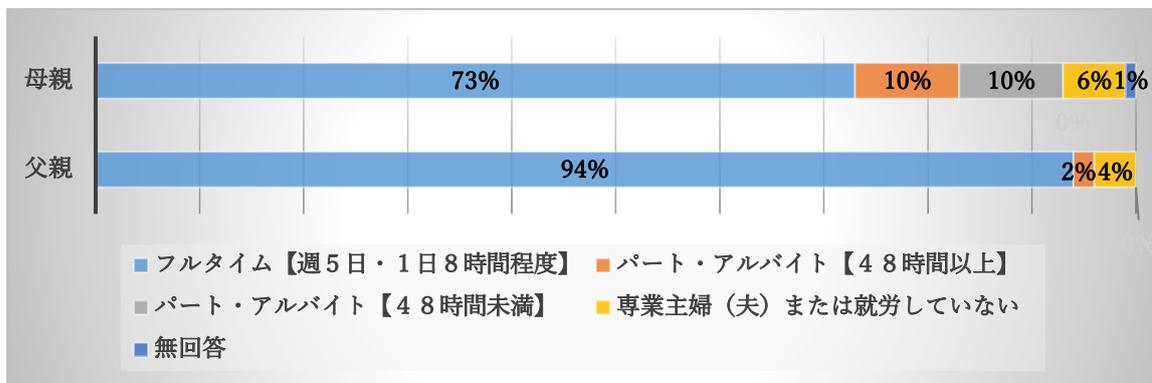
調査名	発送数	回収数	回収率
就学前児童調査	306	126	41.2%
就学児童調査	221	113	51.1%

#### (4)調査結果の表記に関する注意事項

- 調査結果の％表記については、小数第1位を四捨五入した値であるため、単数回答でも見た目の合計が必ずしも100%になるとは限りません。
- 複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の％を算出しているため、合計が100%を超えることがあります。
- 図表中ではスペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

## 2.2 就学前児童調査結果のポイント

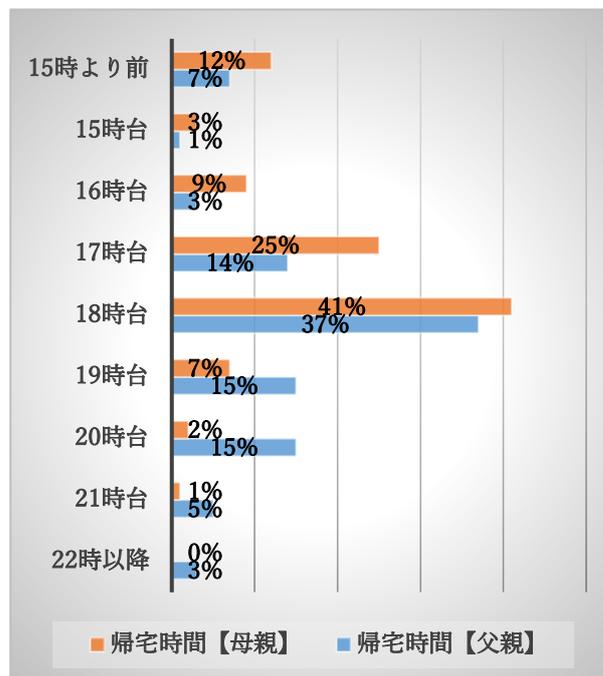
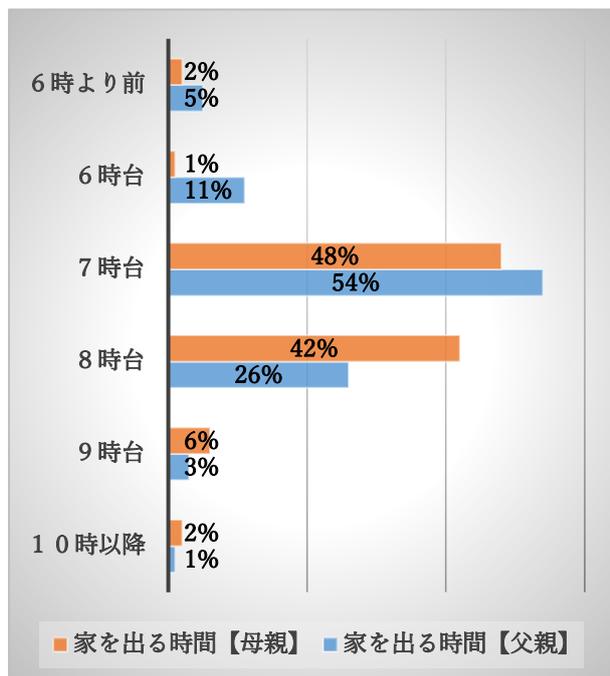
### (1) 保護者の就労状況



保護者の就労状況を見ると、“母親”では「フルタイムで就労」が73%と最も多くなっています。また、「パート・アルバイト等で就労」（月48時間以上、月48時間未満）を合わせたフルタイム又はパート等で就労している母親は93%となっています。

一方、“父親”では「フルタイムで就労」が94%と多数を占めています。

### (2) 保護者が家を出る時間・帰宅時間

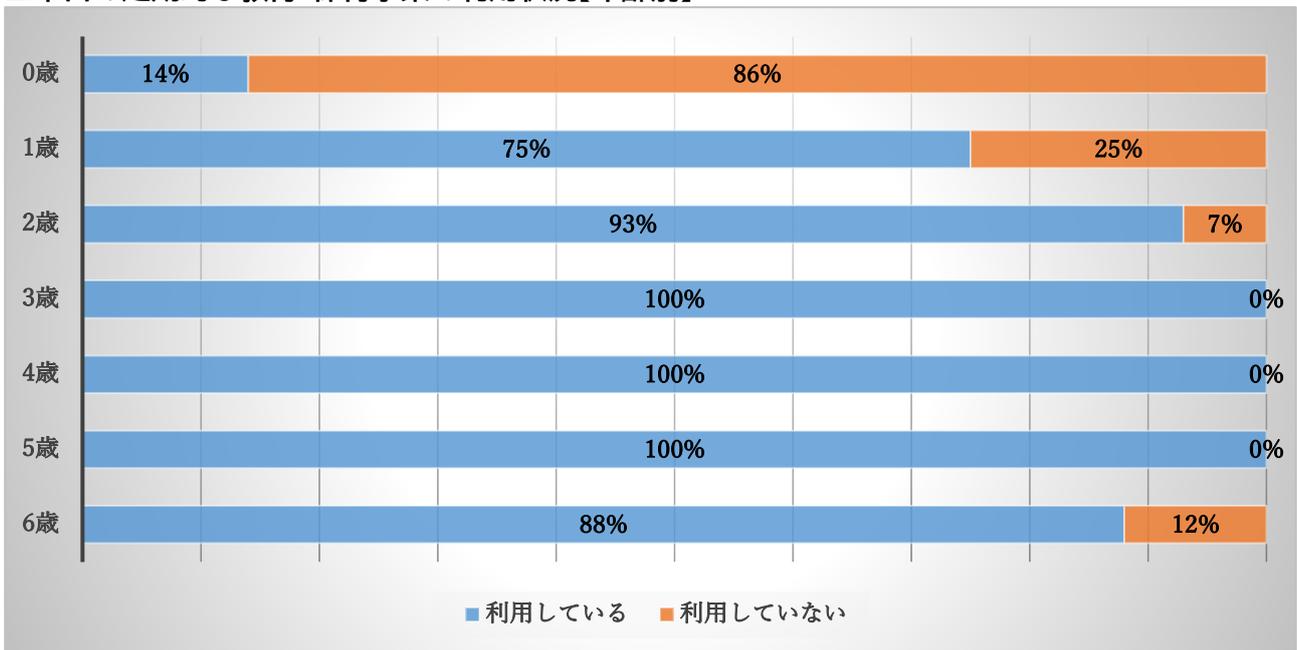


家を出る時間は、母親では「7時台」が48%と最も高く、次いで「8時台」が42%、「9時台」が6%となっています。また、父親では「7時台」が54%で最も高く、次いで「8時台」が26%、「6時台」が11%となっています。

帰宅時間は、母親が「18時台」が41%と最も高く、次いで「17時台」が25%、「15時より前」が12%となっています。父親では「18時台」が37%で最も高く、次いで「19時台」と「20時台」がともに15%となっています。

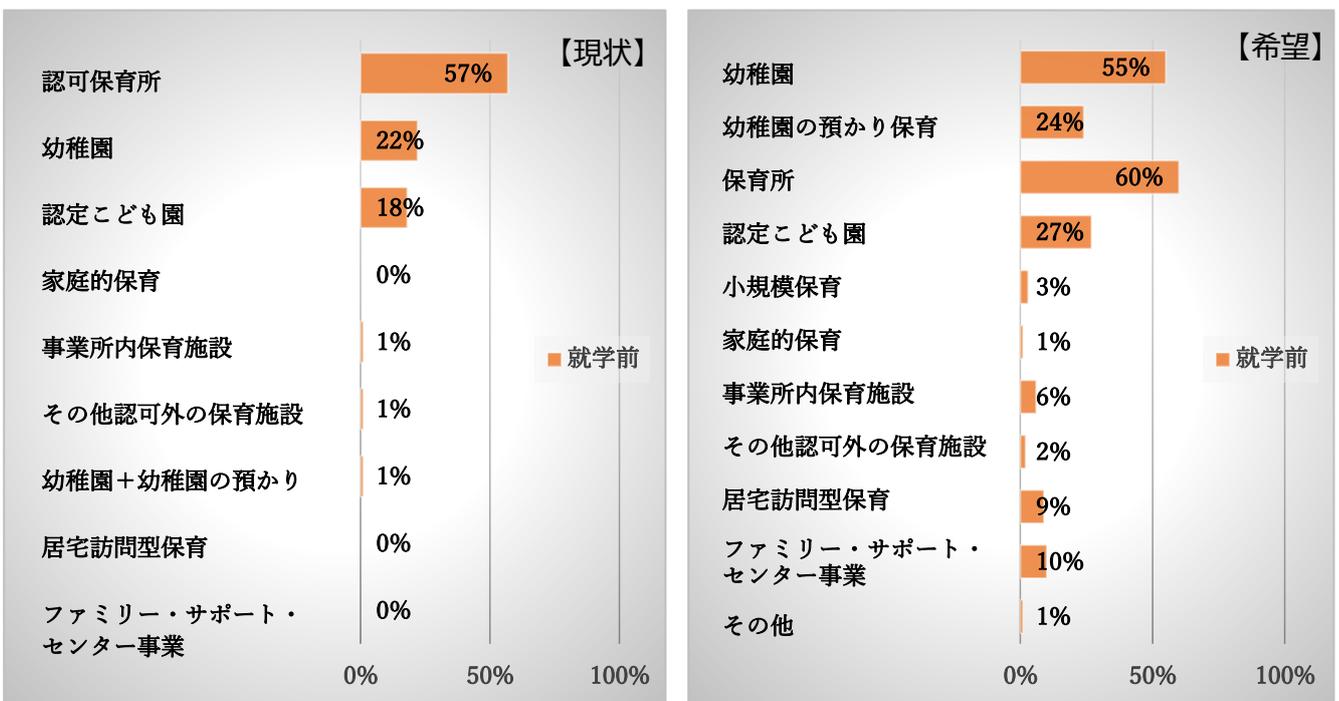
### (3)平日の定期的な教育・保育事業の利用

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況【年齢別】



平日の定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、子どもの年齢が上がるにつれ、利用する割合も高い傾向にあり、3歳から5歳ではいずれも「利用している」が100%となっています。

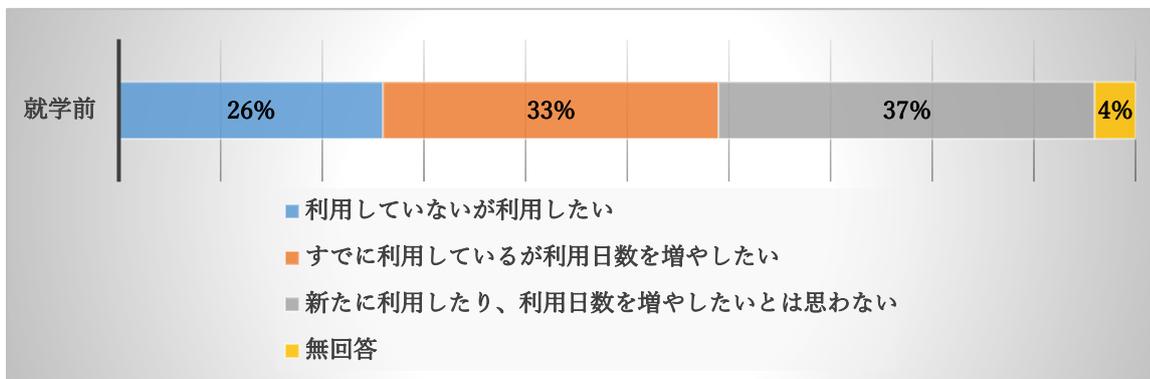
■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望【利用事業別】



平日に定期的な教育・保育事業を利用している方の具体的な利用事業を見ると、現状では「認可保育所」、「幼稚園」、「認定保育園」を、合わせて97%の方が利用しています。

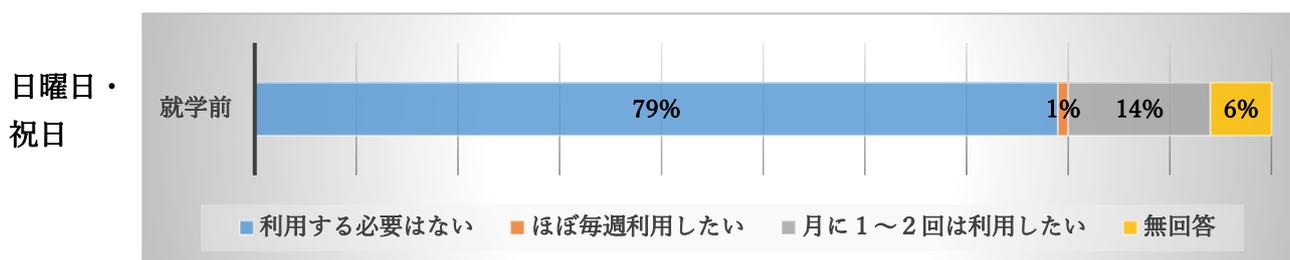
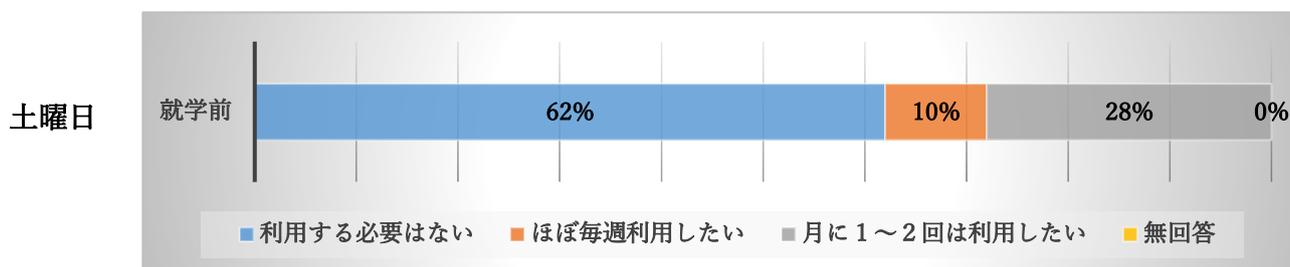
平日に利用したい定期的な教育・保育事業をみると、少数ながらも「ファミリー・サポート・センター事業」や「居宅訪問型保育」、「事業所内保育施設」等のニーズが現れています。

#### (4)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の今後の利用希望



地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が37%となっており、次いで「すでに利用しているが利用日数を増やしたい」が33%となっています。「利用していないが利用したい」の回答は26%でした。

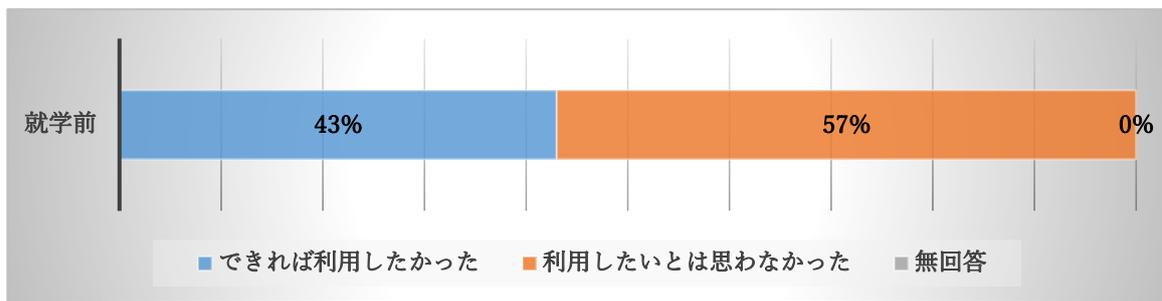
#### (5)土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望



土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、“土曜日”では「利用する必要はない」が62%と半数以上を占めています。

“日曜・祝日”でも「利用する必要はない」が79%と多くを占めています。

## (6)病児・病後児のための保育施設等の利用希望



子どもが病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用希望をみると、「利用したいとは思わなかった」が57%、「できれば利用したかった」は43%となっています。

### ※参考資料

#### 【 病児・病後児保育施設『にこっと』 令和5年度利用実績 】

( いのこ保育園併設 定員7人 )

実利用人数	病 児	病後児
三川町民	33人	43人
町外者	9人	10人
合 計	42人	53人

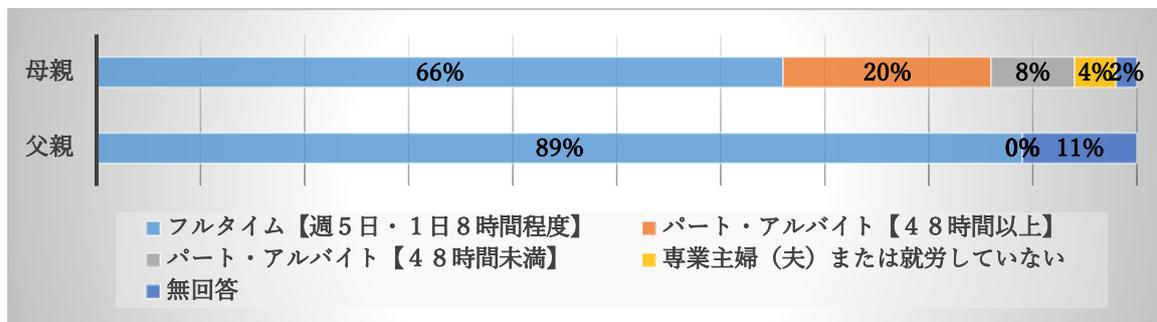
《病 児》…病気の発症から間もない発熱などの急性期にある児童

《病後児》…病気の回復期にあるが、集団保育が困難な児童

注) 利用人数は病児・病後児それぞれの実数であり、同一の児童が両方を利用したケースも人数に含まれています。

## 2.3 小学生児童調査結果のポイント

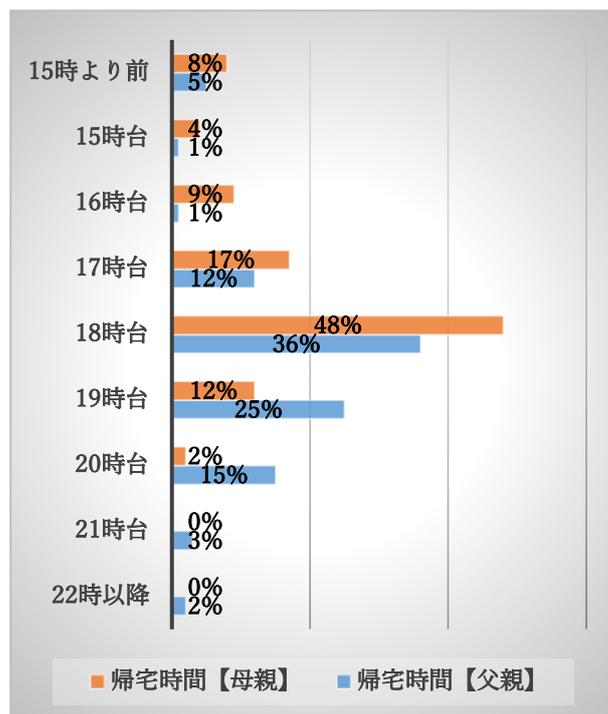
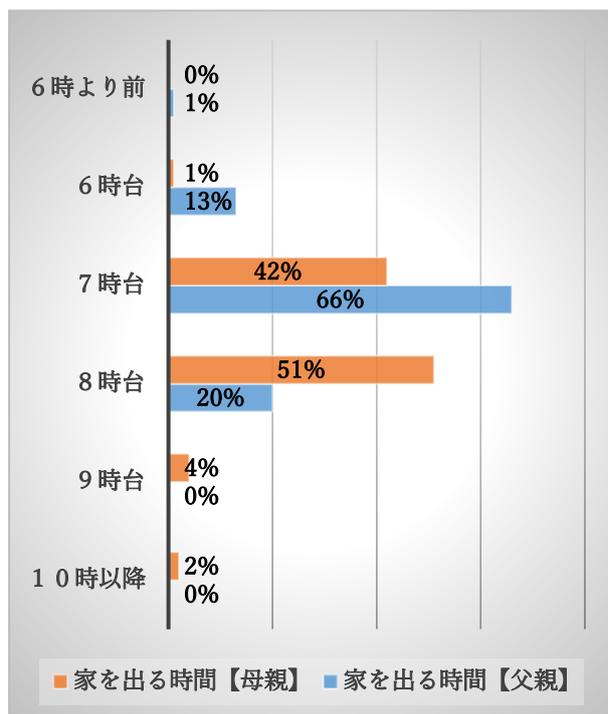
### (1)保護者の就労状況



保護者の就労状況を見ると、“母親”では「フルタイムで就労」が66%と最も多くなっています。また、「パート・アルバイト等で就労」（月48時間以上：20%、月48時間未満：8%）も3割近くを占めており、フルタイム又はパート等で就労している母親は94%となっています。

一方、“父親”では「フルタイムで就労」が89%と多数を占めています。

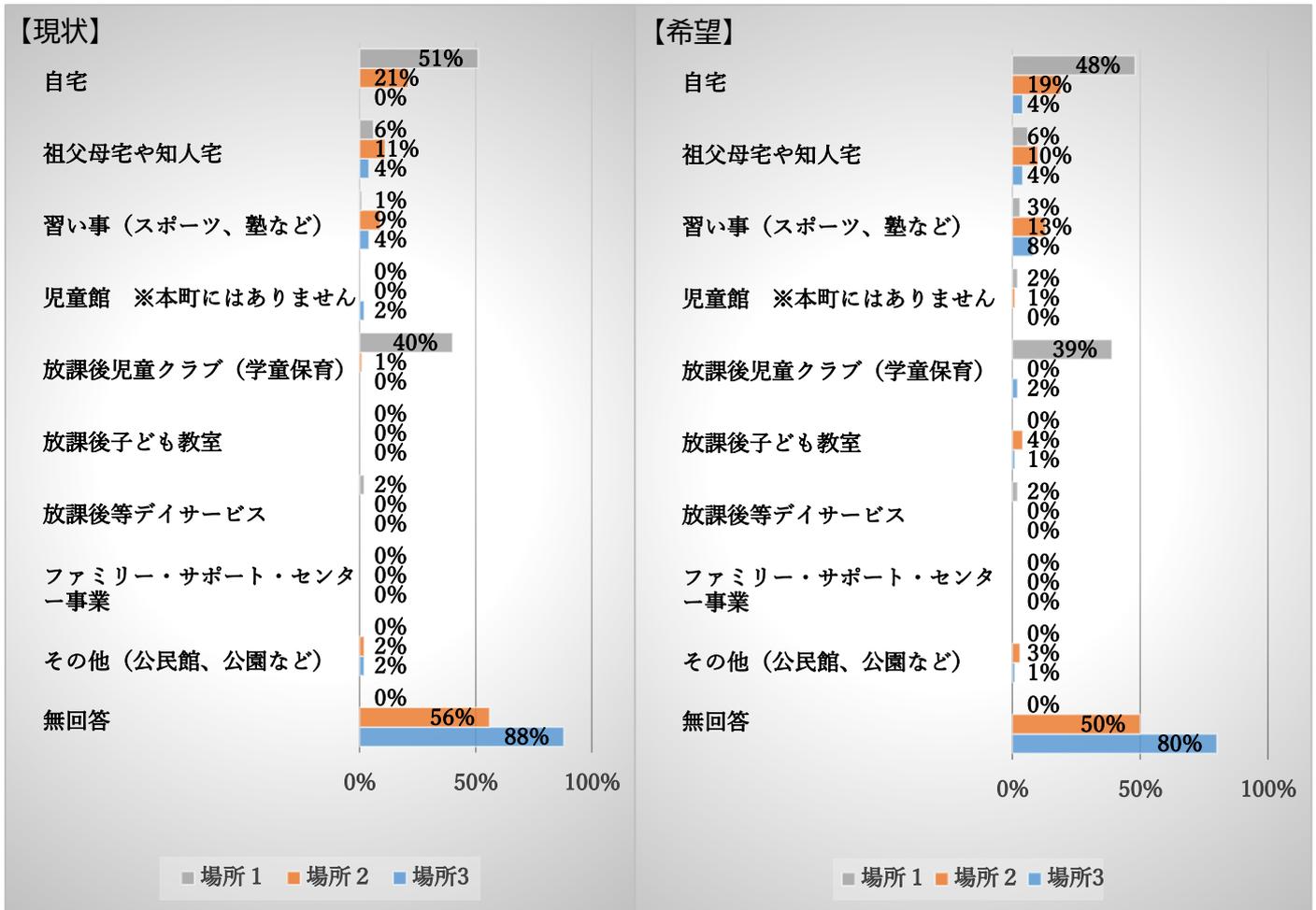
### (2)保護者が家を出る時間・帰宅時間



家を出る時間は、母親では「8時台」が51%と最も高く、次いで「7時台」が42%、「9時台」が4%となっています。また、父親では「7時台」が66%で最も高く、次いで「8時台」が20%、「6時台」が13%となっています。

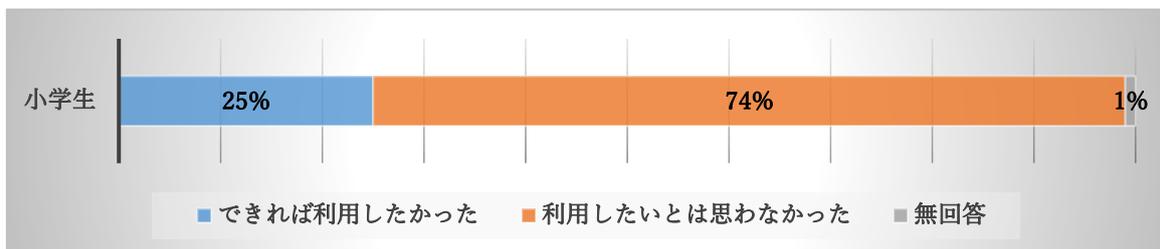
帰宅時間は、母親が「18時台」が48%と最も高く、次いで「17時台」が17%、「19時台」が12%となっています。父親では「18時台」が36%で最も高く、次いで「19時台」が25%、「20時台」が15%となっています。

### (3)放課後の過ごし方の現状と希望



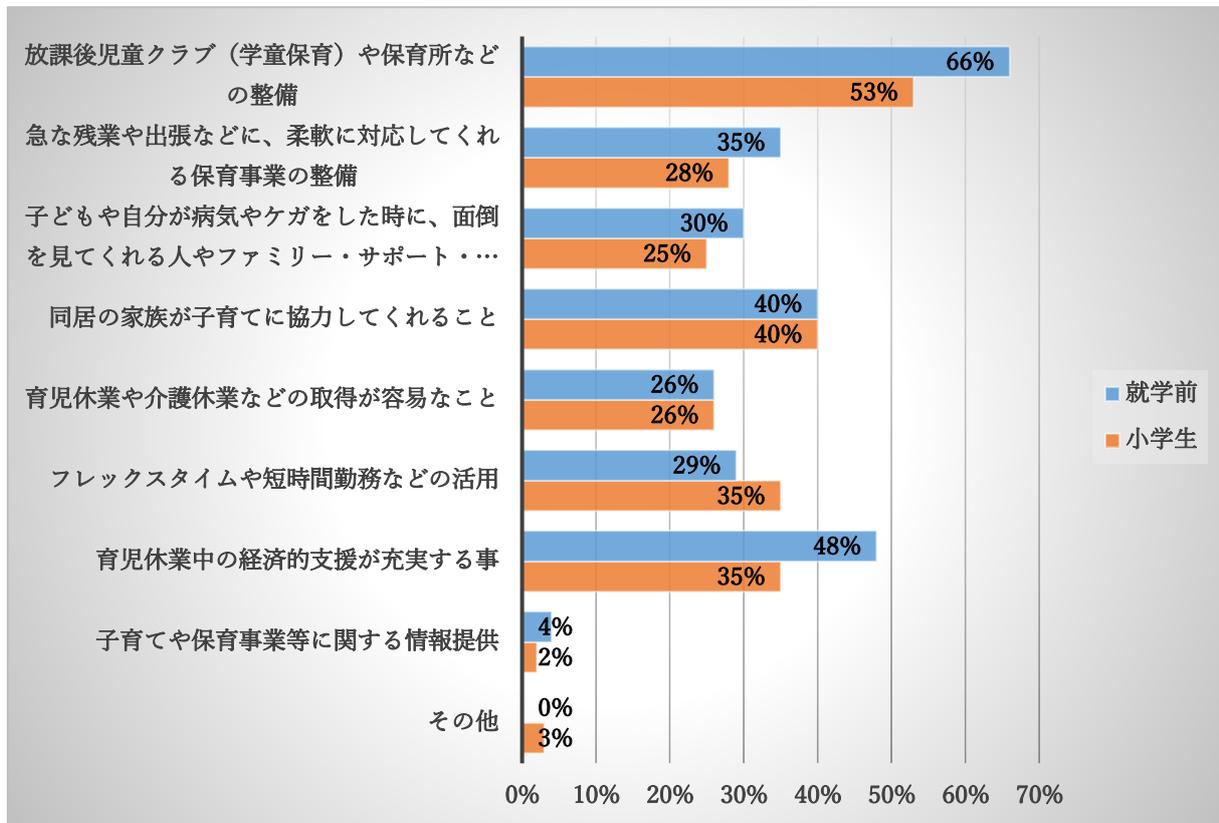
放課後の過ごし方の【希望】についてみると、無回答を除けば「自宅」が最も多く48%、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」39%が続いており、【現状】との間に大きな乖離は見られません。

### (4)病児・病後児のための保育施設等の利用希望



子どもが病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用希望をみると、「利用したいとは思わなかった」が74%、「できれば利用したかった」は25%となっています。

## 2.4 今よりもっと子育てしやすいまちとなるために 仕事と子育ての両立のために必要なこと



就学前、小学生いずれも「放課後児童クラブ（学童保育）や保育所などの整備」が最も高く、5割を超えています。次いで就学前では「育児休業中の経済的支援が充実すること」が48%、小学生では「同居の家族が子育てに協力してくれること」が40%となっています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本的な方向

#### (1)基本理念と基本目標

本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を継続して目指すため、第1期・第2期計画に引き続き、下記の基本理念と基本目標を掲げるものとします。

### 基本理念

すべての子どもの幸せの実現に向けて、  
地域のすべての人ができることを行い、  
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく  
まちづくりを推進していきます

### 基本目標

#### <子ども・子育て支援事業計画>

- 1: 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
- 2: 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3: 仕事と生活の調和の促進
- 4: その他の支援事業の推進

#### <放課後児童対策>

1. 放課後子ども教室の推進と学童保育所との連携

#### <次世代育成支援行動計画>

- 基本目標1: 子どもの心身の健やかな成長の支援  
基本目標2: 子育て家庭をサポートする環境の整備  
基本目標3: 地域の子育て力を強化する施策の充実  
基本目標4: 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保  
基本目標5: 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

## 2 計画の体系

### ＜子ども・子育て支援事業計画＞

#### 1: 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

特定教育・保育事業

#### 2: 地域子ども・子育て支援事業の推進

時間外保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、子育て援助活動支援事業、子育てに対する短期支援、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、利用者支援事業、妊婦健康診査、妊婦等包括相談支援事業、こども誰でも通園制度、産後ケア事業

#### 3: 仕事と生活の調和の促進

地域への周知・働きかけ、仕事と子育てとの両立に向けた各種支援施策の周知、男女共同参画の視点による就業の支援

#### 4: その他の支援事業の推進

児童手当の支給、子育て支援医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業、未熟児養育医療費療給付事業、要保護・準要保護児童の就学支援

## 基本理念

すべての子どもの幸せの実現に向けて、  
地域のすべての人ができることを行い、  
子どもと子育て家庭を地域社会全体で  
支援していくまちづくりを推進していきます

### ＜放課後児童対策＞

#### 1: 放課後子ども教室の推進と学童保育所との連携

推進体制、放課後子ども教室の推進、放課後子ども教室と学童保育所との連携、教育委員会と福祉部局との連携について

### ＜次世代育成支援行動計画＞

#### 1: 子どもの心身の健やかな成長の支援

心と体の健全育成の推進、教育環境の充実

#### 2: 子育て家庭をサポートする環境の整備

母子の健康づくりの推進、食育の推進、小児医療の充実、子育て家庭へのサポートの充実

#### 3: 地域の子育て力を強化する施策の充実

地域の子育て力の強化、子育て情報の発信、次代の親づくりの支援

#### 4: 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備、子どもと子育て家庭の安全の確保

#### 5: 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

障害児を持つ家庭への支援、ひとり親家庭への支援



## 第2編 子ども・子育て支援事業計画



# 第1章 事業推進の考え方

## 1 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援新制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取り組んでいきます。

### <子ども・子育て支援制度の内容>

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善及び普及促進
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善や地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実
- 地域の子ども・子育て支援の充実や子育てに対する多様な支援の充実

### <教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全町を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

### <教育・保育の一体的提供の推進と体制の確保>

核家族の増加などにより、幼児期の保育や教育のニーズが高まっています。保護者が安心して働くことができるよう、保育所・幼稚園・認定こども園のそれぞれの良さを生かしつつ、次の段階へ円滑な接続ができるよう、小学校も含め各関係機関との連携を一層密にし、より質の高い教育・保育の一体的提供の推進に努めてまいります。

また、教育・保育、その他の子ども・子育て支援の質の確保と向上を図るため、幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実と、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能を有する者（指導主事・学校支援員等）による巡回指導等に取り組んでいきます。

### <産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保>

0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりすることがないように、保護者が希望する時期まで産休・育休を取得し、就労時には円滑に教育・保育施設等を利用できるよう入所申込み時の丁寧な聞き取りと、保育等の受入れ体制の充実を図ります。

### <子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携>

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、国際化の進展に伴う対応、障害児など特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の設立意義や機能を維持したうえで設置することとされた「こども家庭センター」機能の充実を図り、妊娠期からの子育て世帯や子どもの相談・支援を児童相談所等の関係機関と連携・情報共有し対応してまいります。

### <子どもを取り巻く環境や課題の理解促進に向けた取り組みの推進>

核家族の増加や祖父母世代の定年延長などにより、生活と子育てを自分の家庭の力だけで両立することが非常に困難となっています。子育て家庭を社会全体で支えていく必要があり、子どもや子育て当事者が置かれている状況と課題について理解を深めるため、子どもの病気や休暇制度など、子育てに関する学習機会の確保・提供に努めてまいります。

### <職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携>

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を図るため、国、県、町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体等と連携を取りながら、労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等、実情に応じた取り組みを推進します。

### <子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保>

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者へのチラシ配布や町ホームページ等を通じて制度・給付手続きの周知を行いながら、公正かつ適正な支給の実施と、保護者の経済的負担や利便性等を考慮した円滑な給付を行います。

### <全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充>

令和6年の子ども・子育て支援法改正により創設された「妊婦等包括相談支援事業」「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」「産後ケア事業」について、地域子ども・子育て支援事業に位置付け、在宅の子育て家庭支援に取り組んでまいります。

## 第2章 事業の推進

### 1 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

---

#### (1)特定教育・保育事業(保育所・幼稚園等)

##### 【事業概要】

保育所保育指針や幼稚園教育要項等に基づき、保育所・幼稚園・認定こども園等で乳児から幼児期までの教育・保育を行います。

##### 【取り組みの方向】

核家族化や共働き家庭の増加、住宅開発、アパート建設などにより、保育の利用を希望する保護者は増加傾向にあります。子育て世帯が安心して子育てと仕事などを両立することができるよう、需要に応じた受入れ体制の整備と必要な保育士等の確保を行うとともに、教育・保育内容の充実を図りながらニーズの変化に合わせた子育て支援に取り組んでいきます。

### 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

---

#### 2.1 通所系事業

#### (1)時間外保育事業(保育所等)

##### 【事業概要】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施します。

##### 【取り組みの方向】

利用状況の実態を踏まえながら、今後も継続して需要に応じたサービスの提供を行います。

#### (2)一時預かり事業(保育所・幼稚園等)

##### 【事業概要】

家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児について、保育所や幼稚園等において、一時的に預かります。

##### 【取り組みの方向】

保育所・幼稚園等のほか三川町子育て交流施設「テオトル」子育て支援センターでも一時預かりを行い、保護者の利便性向上を図ります。また、両親の病気や入院、災害、事故等により、緊急・

一時的に家庭での保育ができないときや、育児疲れ解消等の理由などに対応した保護者支援の充実を図っていきます。

### (3)病児・病後児保育事業

#### **【事業概要】**

子どもが病気の回復期のときや、回復期に至らない場合で医療機関にかかる必要はないが保育所等に通園できない児童、体調不良になった児童を一時的に保育します。

#### **【取り組みの方向】**

働きながら子育てしやすい環境を整備するため、今後も引き続き実施していきます。

### (4)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

#### **【事業概要】**

子育て家庭の支援を目的に、乳幼児やその保護者が相互に交流できる場所を開設し、子育て講座や子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

#### **【取り組みの方向】**

子育て支援の総合的な拠点である三川町子育て交流施設「テオトル」内の子育て支援センターは、「テオトル」の休館日を除き、土曜日や日曜日、祝祭日も自由来館型の施設として天候に左右されず雨の日等も遊べるほか、子育て相談、各種イベントの開催、親子交流事業等子育て支援に係る事業を総合的に展開しており、今後も引き続き実施していきます。

### (5)放課後児童健全育成事業(学童保育所)

#### **【事業概要】**

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、授業の終了後や学校の休校日に居場所を提供し、適切な遊びや集団生活の場として児童の健全な育成を図ります。

#### **【取り組みの方向】**

民間事業者による2カ所の学童保育所との連携を図り、希望するすべての児童が利用できるよう、引き続き学童保育の事業者や利用者に対し、運営の支援や補助金の交付等を行います。

## (6)子育て援助活動支援事業

### **【事業概要】**

乳幼児等をもつ子育て中の就労者や主婦等で、子どもの預かり援助を希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことができる者（提供会員）がそれぞれ会員として登録し、相互のマッチングを行う事業ですが、本町では事業化には至っていません。

### **【取り組みの方向】**

本町としては、子育て援助活動支援に代わる事業として三川町子育て交流施設「テオトル」子育て支援センター等での一時預かり事業を活用した対応を展開していきます。

## (7)子育てに対する短期支援(短期入所生活援助、夜間養護等)

### **【事業概要】**

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合または経済的な理由等により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、町が委託した児童福祉施設等で、養育又は保護を行います。

### **【取り組みの方向】**

保護者の急なニーズに対応できるよう、今後も継続して実施していきます。

## (8)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

### **【事業概要】**

保育所等に通っていない6か月から満3歳未満の子どもを対象に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の負担軽減を図り、在宅で子育てをしている世帯の家庭支援を行います。

### **【取り組みの方向】**

保育所などの施設において、受け入れができるよう体制の整備を図り、令和8年度からの事業実施を進めてまいります。

## 2.2 訪問系事業

### (1)乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境等の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討・関係機関との連絡調整を行う事業です。

町では、生後2か月頃までの乳児のいる家庭を訪問し、発育発達の確認、相談・指導、予防接種の説明、産後のうつ予防等、きめ細かな対応を行っており、長期里帰り等の児に対しては、里帰り先の市町村と連携を図り対応しています。

#### 【取り組みの方向】

今後も継続してきめ細かに対応していきます。

### (2)養育支援訪問事業

#### 【事業概要】

妊産婦・乳幼児のいる家庭で、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施を支援します。

#### 【取り組みの方向】

家庭背景が多様化複雑化しており、個々の家庭に合わせてきめ細かに対応していきます。

### (3)子育て世帯訪問支援事業

#### 【事業概要】

令和6年4月から地域子ども子育て支援事業として開始された事業で、家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭の養育環境を整え、虐待のリスクを未然に防ぐことを目的とした事業です。

#### 【取り組みの方向】

子育てに困難を抱える家庭を支援するため、事業実施について検討してまいります。

## 2.3 その他の事業

### (1)利用者支援事業(母子健康包括支援センター)

#### 【事業概要】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、令和元年度から三川町役場健康福祉課内に「母子健康包括支援センター」を設置し、母子保健事業と連動して妊産婦や乳幼児の実情の把握、妊娠・出産・子育てに関する相談対応や保健指導の実施、地域の保健医療や福祉の関係機関との連絡調整を行います。

#### 【取り組みの方向】

令和6年4月に妊婦のための支援給付と合わせ創設された妊産婦等包括相談支援事業も含め、今後も継続してきめ細かに対応していきます。

### (2)妊婦健康診査

#### 【事業概要】

妊娠中の健康管理の充実と妊婦健診に係る費用の負担軽減を図るため、妊婦一般健康診査(14回)、HTLV-1抗体検査、子宮頸がん検査、クラミジア抗原検査、特定超音波検査に対する費用を助成しています。

母子健康手帳交付時に妊婦健診受診券を交付することにより、定期的な健診受診と妊娠中の健康管理に役立っています。

#### 【取り組みの方向】

健診結果で尿蛋白、尿糖、浮腫等の経過観察を要する所見、貧血や切迫早産等の治療を要する所見等、妊娠中の健康や胎児への影響が心配される妊婦に対しては、医療機関等との連携によりきめ細かな対応を実施していきます。

### (3)産後ケア事業

#### 【事業概要】

産後のケアを必要としている人に対して、原則として7日以内で心身のケアやサービスを行う事業で、助産師等から乳房ケアや赤ちゃんのお世話などの指導を実施しています。

#### 【取り組みの方向】

おおむね産後1年以内の心身の不調や育児に不安がある、または産後のお手伝いをしてくれる人がいない場合に、医療機関等と連携し「宿泊型」「デイサービス型」「訪問型」合わせて7日以内の期間において、医療機関において赤ちゃんとゆっくり過ごしたり、乳房ケアや育児指導などを実施していきます。

## (4)児童育成支援拠点事業

### **【事業概要】**

令和6年4月から地域子ども子育て支援事業として創設された事業で、養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣や学習のサポート、食事の提供等を行い、児童及び家庭個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの健全な育成を図る事業です。

### **【取り組みの方向】**

今後、事業について検討してまいります。

## (5)親子関係形成支援事業

### **【事業概要】**

令和6年4月から地域子ども子育て支援事業として創設された事業で、児童の関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者及びその児童に対して、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図られるようにしていく事業です。

### **【取り組みの方向】**

今後、事業について検討してまいります。

## 3 仕事と生活の調和の促進

---

### (1)地域への周知・働きかけ

#### 【事業概要】

仕事と生活の調和を実現するためには、事業所における取り組みが重要であることから、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、働き方改革関連法、女性活躍推進法の活用について働きかけ、次世代育成支援対策に対する労働者、事業主、地域住民の意識改革に関する広報・啓発活動を行っています。

#### 【取り組みの方向】

国・県、周辺自治体や地域の事業所と連携しながら、より効果的な情報提供方法により、制度の周知に積極的に努めていきます。

### (2)仕事と子育てとの両立に向けた各種支援施策の周知

#### 【事業概要】

国、県及び関係機関が実施している、仕事と子育ての両立支援事業や助成金・奨励金制度の情報を提供し、子育てしやすい職場づくりを支援しています。

#### 【取り組みの方向】

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、より効果的な情報提供方法を模索しながら、一層の制度の周知に努めていきます。

### (3)男女共同参画の視点による就業の支援

#### 【事業概要】

積極的な企業の求人の掘り起しや情報提供の強化のほか、優良な企業の誘致など、雇用機会の拡充に努めるとともに、男女の固定的な役割意識を除く取り組みを行っています。

#### 【取り組みの方向】

社会全体での持続的な取り組みが必要であり、今後も継続して雇用機会の創出に向けて取り組んでいきます。

## 4 その他の支援事業の推進

---

### 4.1 子育て家庭に対する経済的支援

#### (1)児童手当の支給

##### 【事業概要】

家族等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、児童手当を支給しています。

##### 【取り組みの方向】

子育てに係る経済的な支援として、令和6年10月より国の制度改正に合わせ支給対象を高校卒業年齢までの拡大と第3子以降の児童に係る支給額の増額等の対応を行っており、今後も制度改正等に対応しながら、継続して支援していきます。

#### (2)子育て支援医療給付事業

##### 【事業概要】

乳幼児等の健康な発育を支援するため、高等学校卒業年齢までの乳幼児、児童・生徒の医療費負担の軽減を図ります。

##### 【取り組みの方向】

今後も継続して支援していきます。

#### (3)ひとり親家庭等医療給付事業

##### 【事業概要】

18歳以下の児童・生徒・学生をもつ、所得が基準以下のひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図ります。

##### 【取り組みの方向】

今後も継続して支援していきます。

#### (4)未熟児養育医療費給付事業

##### 【事業概要】

低体重児等の出生に対する医療費の助成を行います。

##### 【取り組みの方向】

今後も継続して支援していきます。

## (5)要保護・準要保護児童の就学支援

### **【事業概要】**

経済的な理由で就学困難となる恐れがある児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費の一部を援助することにより、就学を支援しています。

### **【取り組みの方向】**

増加傾向にある準要保護児童等を支援するため、関係機関との連携を図るとともに制度の周知に努め、対象となる家庭を継続して支援していきます。

# 第3章 事業の計画目標

## 1 教育・保育事業の確保策

				1号	2号		3号		提供体制	
				3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳		
				教育	教育	保育	保育	保育		
令和7年度	量の 見込み	町の子ども	町内の施設を利用	70人	0人	88人	30人	81人	実施の有無 (箇所数)	
			他市町村施設を利用	5人	0人	5人	1人	3人		
		他市町村の子ども		2人	0人	5人	1人	5人		
		合計		77人	0人	98人	32人	89人		
	確保策	特定教育 ・保育施設	町内の施設	170人	0人	125人	35人	105人		○(4)
			他市町村施設での受入	5人	0人	5人	2人	5人		○
合計		175人	0人	130人	37人	110人				
令和8年度	量の 見込み	町の子ども	町内の施設を利用	70人	0人	88人	30人	91人	実施の有無 (箇所数)	
			他市町村施設を利用	5人	0人	5人	1人	4人		
		他市町村の子ども		2人	0人	5人	1人	4人		
		合計		77人	0人	98人	32人	99人		
	確保策	特定教育 ・保育施設	町内の施設	170人	0人	125人	35人	106人		○(4)
			他市町村施設での受入	5人	0人	5人	2人	5人		○
合計		175人	0人	130人	37人	111人				
令和9年度	量の 見込み	町の子ども	町内の施設を利用	75人	0人	88人	32人	92人	実施の有無 (箇所数)	
			他市町村施設を利用	5人	0人	5人	1人	4人		
		他市町村の子ども		2人	0人	5人	1人	4人		
		合計		82人	0人	98人	34人	100人		
	確保策	特定教育 ・保育施設	町内の施設	170人	0人	125人	36人	108人		○(4)
			他市町村施設での受入	5人	0人	5人	2人	5人		○
合計		175人	0人	130人	38人	113人				
令和10年度	量の 見込み	町の子ども	町内の施設を利用	75人	0人	90人	32人	92人	実施の有無 (箇所数)	
			他市町村施設を利用	5人	0人	5人	1人	5人		
		他市町村の子ども		2人	0人	5人	1人	4人		
		合計		82人	0人	100人	34人	101人		
	確保策	特定教育 ・保育施設	町内の施設	170人	0人	125人	36人	109人		○(4)
			他市町村施設での受入	5人	0人	5人	2人	5人		○
合計		175人	0人	130人	38人	114人				
令和11年度	量の 見込み	町の子ども	町内の施設を利用	75人	0人	90人	32人	92人	実施の有無 (箇所数)	
			他市町村施設を利用	5人	0人	5人	1人	5人		
		他市町村の子ども		2人	0人	5人	1人	5人		
		合計		82人	0人	100人	34人	102人		
	確保策	特定教育 ・保育施設	町内の施設	170人	0人	125人	37人	109人		○(4)
			他市町村施設での受入	5人	0人	5人	2人	5人		○
合計		175人	0人	130人	39人	114人				

### 【参考】認定区分について

認定区分	対象事業	対象者
1号認定	幼稚園 認定こども園（教育利用）	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）
2号認定	保育園 認定こども園（保育利用）	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）
3号認定	保育園 認定こども園（保育利用）	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）

## 2 地域子ども・子育て支援事業の確保策

		実施の有無	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		
			見込み	確保策	見込み	確保策	見込み	確保策	見込み	確保策	見込み	確保策	
時間外保育事業		(人日)	○	6,200	7,000	6,200	7,000	6,200	7,000	6,200	7,000	6,200	7,000
一時預かり事業	幼稚園預かり保育事業	(人日)	○	9,200	10,000	9,200	10,000	9,200	10,000	9,200	10,000	9,200	10,000
	その他	(人日)	○	150	500	150	500	150	500	150	500	150	500
計		(人日)	○	1,200	1,800	1,200	1,800	1,200	1,800	1,200	1,800	1,200	1,800
病児に対する保育事業	病児・病後児対応	(箇所)	○	△	1	△	1	△	1	△	1	△	1
		(人日)	○		600		600		600		600		
	体調不良時対応	(箇所)	○	△	3	△	3	△	3	△	3	△	3
		(人日)	○		1,200		1,200		1,200		1,200		
	非施設型	(箇所)	×	△	0	△	0	△	0	△	0	△	0
		(人日)	×		0		0		0		0		
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)		(箇所)	○	△	1	△	1	△	1	△	1	△	1
		(人回)	○		1,500		2,000		1,500		2,000		1,500
計		(人)	○	160	185	160	185	160	185	160	185	160	185
小学校1年		(人)	○	40	45	40	45	40	45	40	45	40	45
小学校2年		(人)	○	40	45	40	45	40	45	40	45	40	45
小学校3年		(人)	○	30	35	30	35	30	35	30	35	30	35
小学校4年		(人)	○	25	30	25	30	25	30	25	30	25	30
小学校5年		(人)	○	15	20	15	20	15	20	15	20	15	20
小学校6年		(人)	○	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		(箇所)	○	△	2	△	2	△	2	△	2	△	2
		(人日)	○		10		10		10		10		10
乳児家庭全戸訪問事業		(人回)	○	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
養育支援訪問事業		(人回)	○	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
利用者支援事業	基本型・特定制	(箇所)	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	母子保健型	(箇所)	○										
妊婦健康診査		(人回)	○	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
子育て援助活動支援事業		(箇所)	×										
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業			×										

実費徴収に伴う 補足給付事業		(人)	×										
多様な主体の 参入促進・能 力活用事業	新規参入施 設等への巡 回支援	(箇所)	×										
	認定こども 園特別支援 教育・保育経 費	(人)	×										
子育て世帯訪問事業		(人日)	×										
児童育成支援拠点事業		(人)	×										
親子関係形成支援事業		(人)	×										
妊婦等包括 相談支援事 業	計	(回)	○	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	こども家庭 センター	(回)	○	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	その他	(回)											
乳児等通園支援事業		(人日)	○	0	0	220	500	360	500	360	500	360	500
産後ケア事 業	計	(人日)	○	6	9	7	10	8	12	9	12	9	12
	短期入所 (ショート ステイ)	(人日)	○	2	3	2	3	2	4	3	4	3	4
	通所(デイ サービス)	(人日)	○	2	3	3	4	3	4	3	4	3	4
	居宅訪問 (アウトリ ーチ)型	(人日)	○	2	3	2	3	3	4	3	4	3	4



## 第3編 放課後児童対策の推進



# 第1章 事業推進の考え方

## 1 放課後児童対策の推進の考え方

共働き家庭等においては、児童の小学校入学後は、安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題があります。いわゆる共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破するためには、子どもが放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進めていく必要があります。

加えて、次代を担う人材育成の観点からは、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、総合的な放課後対策を講じる必要があります。

このような観点から、国では文部科学省とこども家庭庁が連携し、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子ども教室」という。）及び放課後児童健全育成事業（以下「学童保育所」という。）を実施していくこととしています。

そのため、町においても平成30年度に策定した国の「新・放課後子ども総合プラン」を継承し、本町における子どもたちの放課後等の安心・安全な居場所の提供という視点から、事業を実施していくものです。

### ■国の新・放課後子ども総合プランの継承

- ・共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」を継承し、放課後子ども教室と学童保育所を着実に推進する。
- ・その際、小学校の余裕教室等の活用に加え特別教室や図書館等の一時的な活用（タイムシェア）を図り、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましい。
- ・放課後子ども教室を実施する場合には、校内交流型を中心として連携して実施し、地域と学校が連携・協働して地域総がかりで子どもの育ちを支える観点から、高齢者などの地域住民や、スポーツ・芸術団体などの地域人材の参画を促進し、学童保育所の児童も放課後子ども教室の活動に参加できるよう一体的な実施を推進する。
- ・学童保育所の年度前半の利用ニーズが高いことから、小学校の夏季休業期間中に支援単位を増やす場合等、一時的に学童保育所を実施する場合に必要な運営費等の補助を行い、受け皿の量的拡充を図る。
- ・学童保育所業務のICT化を推進するとともに、オンラインを活用した資質向上研修等を行うために必要な経費等を支援することにより、利用環境を整備し、放課後児童支援員等の業務負担の軽減を図る。
- ・こども家庭庁と文部科学省が連携し、全ての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を確保し、様々な学びや体験活動の機会に接し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長する「こどもまんなか」な居場所づくり（放課後児童対策全体）を目指す。

## 第 2 章 事業の推進

### 1 放課後子ども教室の推進と学童保育所との連携

#### (1)推進体制

##### 【事業概要】

放課後子ども教室と学童保育所の推進に関しては、放課後等における安全・安心な居場所の確保に加えて、多様な体験・活動を行うことができるようにするため、総合的に協議・検討する場として、地域住民・学校・PTA・行政等で構成する「三川町放課後子どもプラン運営委員会」を開催しています。

##### 【取り組みの方向】

今後も運営委員会を開催し、事業の推進を図っていきます。

#### (2)放課後子ども教室の推進

##### 【事業概要】

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

各地区コーディネーターの企画により、各小学校において延べ 12 回の事業を開催しています。

##### 【取り組みの方向】

安全・安心な放課後等の居場所の確保を図るため、今後も継続して事業に取り組んでいきます。

#### (3)放課後子ども教室と学童保育所との連携

##### 【事業概要】

放課後子ども教室と学童保育所は、子どもが放課後等に過ごせる居場所づくりという点では共通していますが、参加できる児童の条件や開設場所などが異なる部分もあります。本町では、学童保育所の入所児童に対して、同地区内で開催される放課後子ども教室の事業を紹介し、参加を促しています。

##### 【取り組みの方向】

両事業の連携を促進し、今後も継続して事業に取り組んでいきます。

## (4)教育委員会と福祉部局との連携

### 【事業概要】

本町では、教育委員会の職員が子ども支援係を併任しており、常に両者が連携して取り組むことができる体制を構築しています。

### 【取り組みの方向】

今後も継続して、両部局の連携を推進していきます。

## 2 事業の計画目標

---

### (1)学童保育所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
個所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

### (2)放課後子ども教室

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
個所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

## 第4編 次世代育成支援継承計画の推進



# 第1章 継承計画推進の考え方

## 1 次世代育成支援行動計画の継承の考え方

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、次世代育成支援行動計画（前期・後期）に基づいて、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための各種の施策に取り組んできました。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、次世代育成支援対策の中核である保育サービスや子育て支援事業等については子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画において、取り組みを推進していくこととなりましたが、次代の社会を担う子どもたちが健全に育成される地域社会を構築していくためには、より総合的で多様な施策の推進が必要と考えられます。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための令和6年度までの時限法でしたが、法改正に伴い、法律の有効期限が10年間再延長（令和17年3月31日まで）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となりました。（市町村行動計画の策定については任意となりました）

そこで、本町においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、第1期及び第2期三川町子ども・子育て支援事業計画において同計画を市町村行動計画に位置付け、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と延長された次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を一体的に推進してきました。第3期三川町子ども・子育て支援事業計画においても前期計画と同様に一体的に推進していきます。

なお、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画に関わる取り組みや放課後児童対策に関わる取り組みについては主に第2編及び第3編において整理しており、第4編においては、主に保育サービスや子育て支援事業、放課後児童クラブ等を除いた次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て家庭を支える今後の取り組み方向などについて整理しています。

## 第2章 継承事業の展開

### 基本目標1 子どもの心身の健やかな成長の支援

#### 1.1 心と体の健全育成の推進

- (1) 読み聞かせ会の開催
- (2) 親子読書の推進
- (3) 文化伝承活動への支援
- (4) 青少年に対する体験事業の実施
- (5) いじめ・虐待の被害者への支援
- (6) 親子写真会の開催
- (7) 体力向上対策事業の実施
- (8) 競技力の向上と指導者の育成
- (9) スポーツ少年団指導者の育成
- (10) 休日部活動の移行に伴う地域クラブ指導者の育成
- (11) 思春期ふれあい体験学習
- (12) 子ども家庭総合支援拠点の運営

#### 1.2 教育環境の充実

- (1) 安全・安心な学校施設の整備
- (2) 英語指導員の設置
- (3) 芸術文化に親しむ鑑賞会の開催
- (4) 学校教育支援員の設置
- (5) 特別な支援を必要とする児童に対する教育支援
- (6) 育英奨学金の貸付けによる修学支援
- (7) 読書の推進

### 基本目標2 子育て家庭をサポートする環境の整備

#### 2.1 母子の健康づくりの推進

- (1) 母子健康手帳交付時における相談・指導
- (2) 妊産婦に対する訪問指導
- (3) 妊娠・出産に関する情報の提供
- (4) 不妊治療費の助成
- (5) 産前・産後サポート事業
- (6) 産後ケア事業
- (7) 乳児健診・育児教室・離乳食指導
- (8) 1歳6か月健診・フッ素塗布
- (9) 3歳児健診・フッ素塗布

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(10)すこやか歯科健診とフッ素塗布</li> <li>(11)各種予防接種の推進</li> <li>(12)成人を対象とした風しん予防接種費用の助成</li> <li>(13)乳幼児の事故防止に対する啓発・指導</li> <li>(14)母子健康包括支援センターの運営</li> </ul>
2.2 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)食育・地産地消の推進と学校給食との連携</li> <li>(2)おやこクッキングの開催</li> </ul>
2.3 小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)子育て支援医療制度の充実と推進</li> <li>(2)救急医療体制の充実と啓発・推進</li> </ul>
2.4 子育て家庭へのサポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)家庭教育・公民館活動の相談対応</li> <li>(2)子育て相談の対応</li> <li>(3)乳幼児対象事業の開催</li> <li>(4)子どもの健やかな成長を願う出産祝金の支給</li> </ul>

## 基本目標 3 地域の子育て力を強化する施策の充実

3.1 地域の子育て力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)異年齢交流を通じた地域力の向上</li> <li>(2)保育園・幼稚園におけるボランティア活動の推進</li> <li>(3)保育園・幼稚園・小学校における孫親学級の開催</li> <li>(4)子育てサークルへの支援</li> <li>(5)子育てボランティアグループ等への支援</li> <li>(6)子育てサポーターの養成</li> <li>(7)育成会活動の活性化</li> <li>(8)PTA活動への支援</li> <li>(9)地域等との連携による青少年の健全育成</li> <li>(10)学校等との連携による家庭教育の推進</li> <li>(11)地域学校協働活動の推進</li> </ul>
3.2 子育て情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)子育て支援にかかる情報提供</li> <li>(2)子育て支援事業の広報誌・SNS 等による周知</li> </ul>
3.3 次代の親づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)若年者の雇用促進</li> <li>(2)優良な企業誘致</li> <li>(3)結婚支援事業</li> </ul>

## 基本目標 4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

### 4.1 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

- (1)みどり環境推進事業
- (2)公園等の整備推進
- (3)幼児や高齢者に優しい道路等の整備
- (4)水路等の安全対策
- (5)快適な住宅地開発の促進
- (6)バリアフリーな公営住宅の整備
- (7)住宅情報の発信
- (8)良質な住宅の整備・促進

### 4.2 子どもと子育て家庭の安全の確保

- (1)要保護児童への対応
- (2)登下校を見守るボランティアの確保
- (3)通学通園バスの運行と添乗員の配置
- (4)スクールワゴンの運行による一人下校対策の推進
- (5)交通安全施設の整備と安全教育の推進
- (6)防犯活動の推進
- (7)防災活動の推進

## 基本目標 5 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

### 5.1 障害児を持つ家庭への支援

- (1)障害児をもつ親の交流会(ドレミの会)
- (2)特別児童扶養手当の支給
- (3)障害児福祉手当の支給
- (4)障害児に対する福祉事業の推進
- (5)特別支援教育就学奨励費の支給

### 5.2 ひとり親家庭への支援

- (1)母子家庭への自立支援
- (2)ひとり親家庭の子育て生活支援
- (3)児童扶養手当の支給
- (4)ひとり親家庭等医療制度の充実と推進



## 第5編 計画の推進体制



# 第1章 計画の推進体制

## 1 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

## 2 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための子ども・子育て支援推進本部会議を開催します。

## 3 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

三川町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

## 4 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

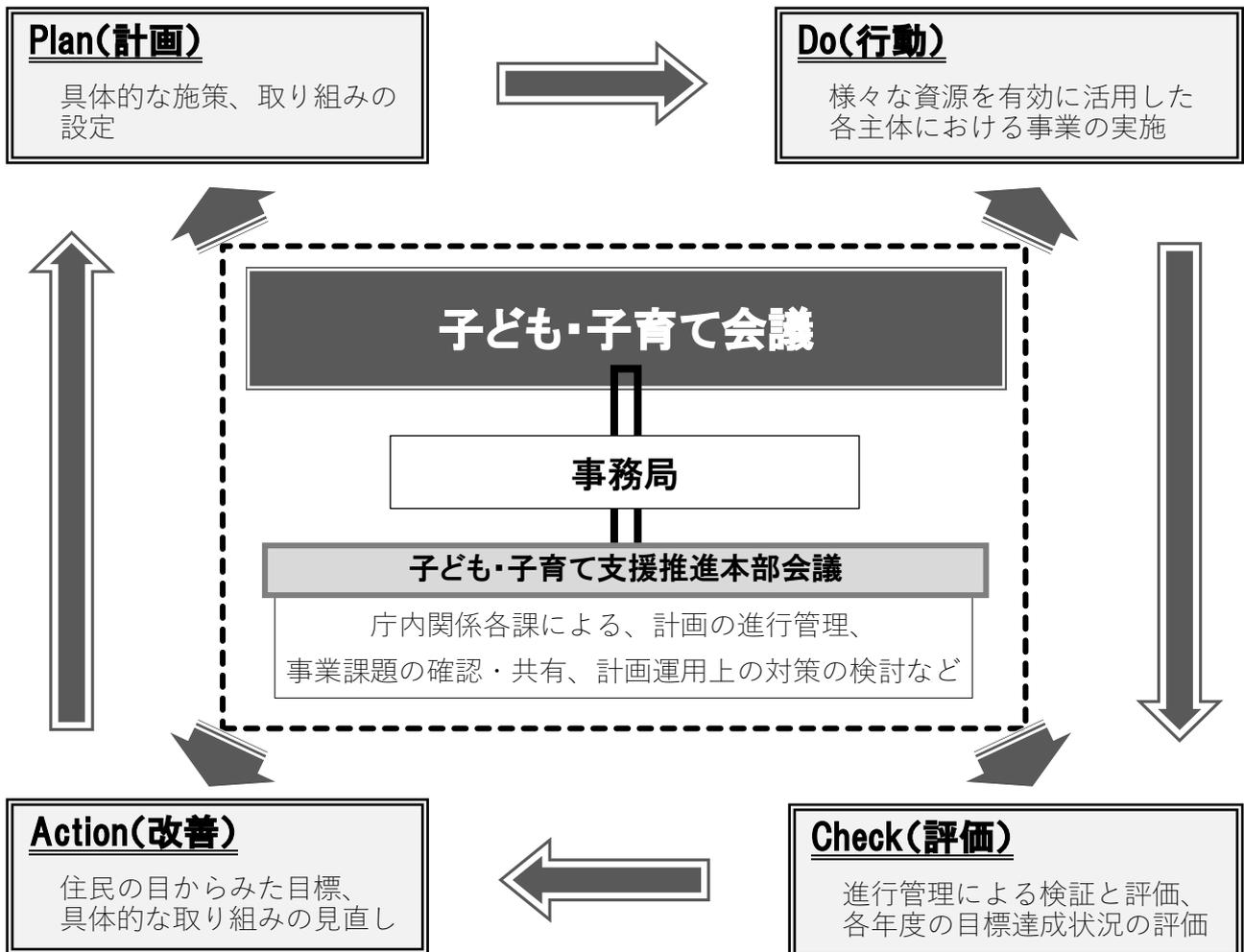
また、子育て家庭が各種サービスの活用につながることで、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

## 第2章 進捗評価の仕組み

本計画は、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内の子ども・子育て支援推進本部会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、本部会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



※計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。



# 資料編



# 計画策定の経緯

## 1 子ども・子育て会議

### (1)三川町子ども・子育て会議条例

平成25年条例第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、三川町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 保育関係者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (2)三川町子ども・子育て会議員名簿

No.	氏名	区分	所属等
1	大山浩司	教育関係者	小学校校長会代表（東郷小学校長）
2	向田宏利◎	保育関係者	みかわ保育園・幼稚園園長
3	渡部俊明		アソビバキッズみかわ施設管理者
4	本間絵美		いのこ保育園園長
5	守山正純		三川りっしょう子ども園園長
6	後藤弘充		町PTA連合会会長
7	荒生昌也	子どもの保護者	みかわ保育園・幼稚園保護者会会長
8	佐藤利信		いのこ保育園保護者会会長
9	大川愛美		子育てサークル「スマイルキッズ」代表
10	佐藤繁明		町内会長連絡協議会副会長
11	大川和美	関係団体に属する者	民生・児童委員協議会
12	工藤陽子		保健委員協議会
13	前野修一○		青少年育成推進員協議会会長
14	三井直弥		医療法人なごみ会 産婦人科・小児科 三井病院 副院長
	(渡部俊明)	学識経験を有する者	(アソビバキッズみかわ施設管理者)

◎：会長、○：副会長

(順不同・敬称略)

## 2 計画の策定経過

時期	内容
令和6年10月～11月	ニーズ調査のための「子ども・子育て支援に関するアンケート」実施
令和6年11月19日	第1回三川町子ども・子育て支援推進本部会議
12月12日	第1回三川町子ども・子育て会議
令和7年1月27日	第2回三川町子ども・子育て支援推進本部会議
2月13日	第2回三川町子ども・子育て会議
2月17日～	パブリックコメントの実施
3月7日	
3月中旬	(計画に修正が発生する場合は、文書協議)
3月下旬	公表
4月1日	第3期子ども・子育て支援事業計画施行



第3期 三川町子ども・子育て支援事業計画  
令和7年3月

---

発行 三川町  
〒997-1301  
山形県東田川郡三川町大字横山字西田 85  
電話 0235-66-3111(代表)